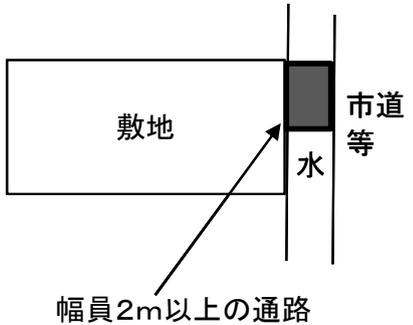


# 建築基準法第43条ただし書きの許可申請について

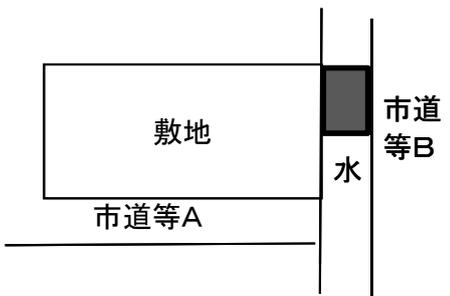
○建築物の敷地は、道路に2m以上接しなければならないという接道義務があります。  
建築の敷地と道路との間に認定外道路や水路が存在する場合は県の許可が必要となるため、市都市計画課に申請書の提出をしてください。

提出書類: 4部

申請書、公図の写し、占用許可書、図面(平面、構造図)等を添付してください。



- ・幅員2m以上の通路(橋等)の確保が必要になります。
- ・水路管理者等の占用許可が必要になります。
- ・道路側溝等は道路の一部として扱います。  
詳細についてはお問い合わせください。
- ・都市計画区域外では接道義務がないため、許可は不要ですが、水路等の占用許可は必要になります。



- ・Aに接道が確保される場合は、法43条ただし書きの規定による許可は不要です。ただし、B側にも橋等を架ける場合は水路管理者等の占用許可が必要となります。